

蒲郡市分湯受入施設設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市温泉郷の宿泊施設が名実ともに温泉水を利用した施設とし、積極的な旅行客の誘致活動を行うため、各旅館等が温泉水利用受入施設等を整備するのに要した経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、観光開発の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、温泉法（昭和23年法律第125号）別表に定める温泉水を利用するための受入施設を設置しようとする市内各地区旅館組合に加盟している旅館等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げるものをいう。

(1) 浴場等の整備事業費

- ア ポンプ（モーター類を含む。）
- イ 受水（湯）槽
- ウ ボイラー
- エ 熱交換器
- オ 貯湯槽
- カ ろ過器
- キ 受水槽から湯槽までの配管に係る費用
- ク 湯槽
- ケ その他整備に必要な機器類及び設置工事費等

(2) 公道配管敷設事業費

(補助金額)

第4条 補助金額及び補助率は次のとおりとする。

(1) 1回目の申請

事業費の種類	補助率	限度額
浴場等の整備事業費	35%以内	700万円
公道配管敷設事業費	35%以内	350万円

(2) 2回目以降の申請

事業費の種類	補助率	限度額
浴場等の整備事業費	35%以内	350万円

(補助金の適用)

第5条 当該補助金の適用は、1回目の申請について、第3条及び前条第1号のとおりとする。2回目以降については、総事業費300万円以上の事業に限り、第3条及び前条第2号のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に蒲郡市分湯受入施設設置費補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び実地調査等により、補助金の交付が法令、条例及び規則並びに予算の定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正か、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をするものとする。

(申請内容の変更及び中止)

第8条 第6条の規定により、交付申請書を提出した者(以下「補助事業者」という。)で次の各号に掲げる場合は、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書の内容に変更を生じた場合 蒲郡市分湯受入施設設置事業変更申請書(第2号様式)

(2) 交付申請書の計画を中止する場合 蒲郡市分湯受入施設設置事業中止申請書(第3号様式)

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、蒲郡市分湯受入施設設置事業実績報告書(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた時は、実績報告書の審査及

び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により金額の確定後にこれを行うものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が当該補助事業に関して法令、条例若しくは規則又は補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付金額の確定後においても適用するものとする。

(変更交付決定通知)

第13条 市長は、補助金の交付決定を変更した場合は、当該補助事業者に通知しなければならない。

(返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(帳簿等の保管)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等実施の経過を明らかにする書類を備えて、補助金の交付を受けた後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正をはかるため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助事業者に対してその状況を調査し、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付決定された補助事業については、同日以後も、なおこの効力を有する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。